5　入札手続等

⑴から⑷までは第１号５⑴から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ⓐ　電子入札システムによる入札の締切は、平成25年１月30日正午。

ⓑ　書面により持参する場合は、平成25年１月30日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。

ⓒ　郵送による入札書の受領期限は、平成25年１月30日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。

ⓓ　開札は、平成25年２月４日午後１時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

6　その他

⑴から⑯までは第１号６⑴から⑯までに同じ。

7　Summary

(1), (2), (4), (5), (6)　the same with notice above (No. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the besides the Amagase-Dam redevelopment tunnel discharge equipment inflow part

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線日置川橋Ａ１橋台工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　和歌山県西牟婁郡白浜町大古地先

⑷　工事内容　橋梁下部工１基　鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝20m）１基、場所打ち杭工　φ2,000㎜（Ｌ＝27m）45本

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年12月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　12,000㎥、鉄筋　1,900ｔ

⑺は第１号１⑻に同じ。

⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑼は第１号１⑿に同じ。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記ｱから(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ｱ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

ｲ　基礎形式が場所打ち杭形式（鋼管ソイルセメント杭を含む。）の鉄筋コンクリート構造の橋台（又は橋脚）で、躯体高さ（フーチング下端から橋台（又は橋脚）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が15m以上の工事。

ｳ　上記ｱ及びｲは同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記ｴから(ｶ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ｴ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｵ)　基礎形式が場所打ち杭形式（鋼管ソイルセメント杭を含む。）の鉄筋コンクリート構造の橋台（又は橋脚）の工事。

(ｶ)　上記ｴ及び(ｵ)は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⓑ　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸ｴから(ｶ)までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓒ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐから(ⓓ)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。